亀山市公告第９９号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成１８年亀山市条例第３４号）第５条の規定により、令和３年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、同条の規定により公告する。

令和２年１２月２２日

亀山市長　櫻　井　義　之

椿世町字堀越、椿世町字西松、椿世町字山田、阿野田町字門垣戸、阿野田町字上野垣戸、阿野田町字東上野山、阿野田町字西ケ谷、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、栄町字柴戸、川合町字山田、川合町字北中の山、川合町字南中ノ山、川合町字長妻、川合町字柴野、川崎町字瀬違、川崎町字金垣内、川崎町字下川原、川崎町字前ノ田、川崎町字県屋敷、川崎町字下垣内、能褒野町字能褒野、布気町字北瀬古、布気町字牛櫃、布気町字垣戸部及び太岡寺町字野田口のうち公共下水道が使用できる区域